# 平成26年第2回泉南市議会定例会議案書 (別冊1)

議 案 一 覧 表

(平成26年6月25日提出)

Ī	議	案	件    名	ページ
種	類	番号		
議	案	9	権利の放棄について	1

## 議案第9号

# 権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月25日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

- 1 権利放棄債権の内容同和更生資金貸付金96件 10,389,141円
- 2 権利放棄の理由 債務者の所在不明等により債権を放棄するものである。

# 同和更生資金貸付金 権利放棄債権

番号	債権放棄理由	償還免 除基準	貸付 番号	貸付年度	貸付額	償還残額 (元金分)	償還残額 (利子分)	償還残額計
1	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	163	昭和42年度	50,000円	31,000円	1,209円	32, 209円
2	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	269	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
3	債務者 所在不明	1-3-ウ	273	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
4	債務者 所在不明	1-3-ウ	498	昭和52年度	300,000円	282,000円	11,985円	293, 985円
5	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	130	昭和42年度	50,000円	22,000円	858円	22,858円
6	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	223	昭和43年度	70,000円	42,000円	1,770円	43,770円
7	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	73	昭和41年度	30,000円	30,000円	1,250円	31, 250円
8	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	279	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
9	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	378	昭和44年度	50,000円	31,000円	1,302円	32, 302円
10	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	447	昭和46年度	150,000円	150,000円	6,350円	156, 350円
11	債務者 所在不明	1-3-ウ	44	昭和41年度	30,000円	12,600円	525円	13, 125円
12	債務者 所在不明	1-3-ウ	233	昭和43年度	170,000円	170,000円	7,200円	177, 200円
13	債務者 所在不明	1-3-ウ	348	昭和44年度	100,000円	100,000円	4,250円	104, 250円
14	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	99	昭和41年度	100,000円	68,000円	2,890円	70,890円
15	債務者 所在不明	1-3-ウ	161	昭和42年度	70,000円	33,600円	1,416円	35,016円
16	債権額が回収する費用に満たない	1-3-エ	170	昭和42年度	50,000円	24,000円	936円	24,936円
17	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	420	昭和45年度	300,000円	300,000円	12, 750円	312,750円

番号	債権放棄理由	償還免 除基準	貸付 番号	貸付年度	貸付額	償還残額 (元金分)	償還残額 (利子分)	償還残額計
18	債務者 所在不明	1-3-ウ	171	昭和42年度	70,000円	33, 400円	1,829円	35, 229円
19	債務者 所在不明	1-3-ウ	203	昭和43年度	120,000円	86, 400円	3,600円	90,000円
20	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	112	昭和42年度	100,000円	62,000円	2,635円	64, 635円
21	債務者 所在不明	1-3-ウ	525	昭和59年度	300,000円	204,000円	8,670円	212,670円
22	差し押さえる財産がない	1-3-ア	450	昭和46年度	300,000円	210,000円	8,925円	218, 925円
23	債務者 所在不明	1-3-ウ	426	昭和45年度	300,000円	264,000円	11,220円	275, 220円
24	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	495	昭和52年度	300,000円	294, 000円	12, 495円	306, 495円
25	債務者 所在不明	1-3-ウ	366	昭和44年度	50,000円	22,000円	924円	22,924円
26	債務者 所在不明	1-3-ウ	257	昭和43年度	50,000円	48,000円	2,016円	50,016円
27	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	417	昭和45年度	25,800円	25,800円	1,100円	26,900円
28	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	101	昭和41年度	100,000円	60,000円	2,550円	62,550円
29	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	313	昭和43年度	100,000円	92,000円	3,910円	95, 910円
30	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	429	昭和45年度	25,800円	25,800円	1,100円	26,900円
31	債務者 所在不明	1-3-ウ	70	昭和41年度	70,000円	29, 400円	1,239円	30,639円
32	債務者 所在不明	1-3-ウ	275	昭和43年度	130,000円	111,800円	4,730円	116,530円
33	債務者 所在不明	1-3-ウ	377	昭和44年度	50,000円	44,000円	1,848円	45,848円
34	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	16	昭和41年度	80,000円	33,600円	1,428円	35, 028円
35	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	111	昭和42年度	70,000円	43, 400円	1,829円	45, 229円

36	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	427	昭和45年度	150,000円	150,000円	6,350円	156, 350円
37	債務者 所在不明	1-3-ウ	18	昭和41年度	100,000円	38,000円	1,615円	39, 615円
38	債務者 所在不明	1-3-ウ	199	昭和43年度	100,000円	74,000円	3,145円	77, 145円
39	債務者 所在不明	1-3-ウ	321	昭和44年度	50,000円	24,000円	1,008円	25,008円
40	債務者 所在不明	1-3-ウ	454	昭和47年度	100,000円	100,000円	4,250円	104, 250円
41	債権額が回収する費用に満たない	1-3-エ	2	昭和40年度	20,000円	2,800円	112円	2,912円
42	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	17	昭和41年度	100,000円	42,000円	1,785円	43, 785円
43	債務者 所在不明	1-3-ウ	399	昭和45年度	25,800円	25,800円	1,100円	26,900円
44	債務者 所在不明	1-3-ウ	29	昭和41年度	100,000円	42,000円	1,785円	43, 785円
45	債務者 所在不明	1-3-ウ	133	昭和42年度	50,000円	27,000円	1,053円	28, 053円
46	債務者 所在不明	1-3-ウ	224	昭和43年度	100,000円	78,000円	3,315円	81, 315円
47	債務者 所在不明	1-3-ウ	339	昭和44年度	100,000円	50,000円	2,125円	52, 125円
48	債務者 所在不明	1-3-ウ	490	昭和51年度	300,000円	288,000円	12,240円	300, 240円
49	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	8	昭和40年度	50,000円	7,000円	294円	7, 294円
50	差し押さえる財産がない	1-3-ア	449	昭和46年度	300,000円	180,000円	7,650円	187,650円
51	債務者 所在不明	1-3-ウ	501	昭和53年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
52	債務者 所在不明	1-3-ウ	82	昭和41年度	100,000円	42,000円	1,785円	43, 785円
53	債務者 所在不明	1-3-ウ	291	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
54	債務者 所在不明	1-3-ウ	308	昭和43年度	150,000円	78,000円	3,302円	81, 302円
55	債務者 所在不明	1-3-ウ	180	昭和42年度	50,000円	31,000円	1,209円	32, 209円

番号	債権放棄理由	償還免 除基準	貸付 番号	貸付年度	貸付額	償還残額 (元金分)	償還残額 (利子分)	償還残額計
56	債務者 所在不明	1-3-ウ	294	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89, 655円
57	債務者 所在不明	1-3-ウ	382	昭和44年度	100,000円	90,000円	3,825円	93,825円
58	債務者 所在不明	1-3-ウ	85	昭和41年度	50,000円	39,000円	1,638円	40,638円
59	債務者 所在不明	1-3-ウ	181	昭和42年度	70,000円	68,600円	2,891円	71, 491円
60	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	184	昭和42年度	50,000円	31,000円	1,209円	32, 209円
61	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	296	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
62	本人死亡(相続人なし)	1-3-ウ	384	昭和44年度	100,000円	2,000円	85円	2,085円
63	債務者 所在不明	1-3-ウ	305	昭和43年度	100,000円	56,000円	2,380円	58, 380円
64	債務者 所在不明	1-3-ウ	94	昭和41年度	100,000円	42,000円	1,785円	43, 785円
65	債務者 所在不明	1-3-ウ	307	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
66	債務者 所在不明	1-3-ウ	312	昭和43年度	100,000円	54,000円	2, 295円	56, 295円
67	債務者 所在不明	1-3-ウ	479	昭和50年度	300,000円	150,000円	6,375円	156, 375円
68	本人死亡(相続人全員死亡)	1-3-ウ	349	昭和44年度	100,000円	78,000円	3,315円	81,315円
69	債務者 所在不明	1-3-ウ	507	昭和55年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
70	債務者 所在不明	1-3-ウ	46	昭和41年度	30,000円	11,400円	475円	11,875円
71	債務者 所在不明	1-3-ウ	52	昭和41年度	30,000円	12,600円	525円	13, 125円
72	債務者 所在不明	1-3-ウ	152	昭和42年度	50,000円	27,000円	1,053円	28,053円
73	債務者 所在不明	1-3-ウ	247	昭和43年度	200,000円	176,000円	7,480円	183, 480円

債務者 所在不明	1-3-ウ	358	昭和44年度	100,000円	98,000円	4,165円	102, 165円
差し押さえる財産がない	1-3-ア	488	昭和51年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
債務者 所在不明	1-3-ウ	54	昭和41年度	60,000円	25, 200円	1,050円	26, 250円
債務者 所在不明	1-3-ウ	248	昭和43年度	140,000円	120, 400円	5,031円	125, 431円
債務者 所在不明	1-3-ウ	359	昭和44年度	50,000円	40,000円	1,680円	41,680円
債務者 所在不明	1-3-ウ	153	昭和42年度	50,000円	22,000円	858円	22,858円
債務者 所在不明	1-3-ウ	360	昭和44年度	100,000円	80,000円	3,400円	83,400円
債務者 所在不明	1-3-ウ	536	昭和62年度	300,000円	294,000円	12,495円	306, 495円
職権消除	1-3-ウ	542	昭和63年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
債務者 所在不明	1-3-ウ	442	昭和46年度	300,000円	252,000円	10,710円	262,710円
債務者 所在不明	1-3-ウ	489	昭和51年度	300,000円	14,000円	4,845円	18,845円
債務者 所在不明	1-3-ウ	500	昭和53年度	300,000円	228,000円	9,690円	237, 690円
債務者 所在不明	1-3-ウ	451	昭和46年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
債務者 所在不明	1-3-ウ	187	昭和42年度	100,000円	72,000円	3,060円	75,060円
債務者 所在不明	1-3-ウ	301	昭和43年度	100,000円	86,000円	3,655円	89,655円
債務者 所在不明	1-3-ウ	492	昭和51年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
債務者 所在不明	1-3-ウ	306	昭和43年度	150,000円	129,000円	5,461円	134, 461円
債務者 所在不明	1-3-ウ	506	昭和54年度	300,000円	42,000円	1,785円	43, 785円
債務者 所在不明	1-3-ウ	245	昭和43年度	50,000円	34,000円	1,428円	35, 428円
債務者 所在不明	1-3-ウ	356	昭和44年度	200,000円	160,000円	6,800円	166,800円
	差し押さえる財産がない 債務者 所在不明 債務者 所在不明	差し押さえる財産がない 1-3-ア 債務者 所在不明 1-3-ウ 債務者 所在不明 1-3-ウ	差し押さえる財産がない1-3-ア488債務者 所在不明1-3-ウ54債務者 所在不明1-3-ウ248債務者 所在不明1-3-ウ359債務者 所在不明1-3-ウ153債務者 所在不明1-3-ウ360職権消除1-3-ウ542債務者 所在不明1-3-ウ442債務者 所在不明1-3-ウ489債務者 所在不明1-3-ウ500債務者 所在不明1-3-ウ451債務者 所在不明1-3-ウ187債務者 所在不明1-3-ウ301債務者 所在不明1-3-ウ306債務者 所在不明1-3-ウ506債務者 所在不明1-3-ウ506債務者 所在不明1-3-ウ506債務者 所在不明1-3-ウ506債務者 所在不明1-3-ウ506債務者 所在不明1-3-ウ245	差し押さえる財産がない1-3-ア488昭和51年度債務者 所在不明1-3-ウ54昭和41年度債務者 所在不明1-3-ウ359昭和44年度債務者 所在不明1-3-ウ153昭和42年度債務者 所在不明1-3-ウ360昭和44年度債務者 所在不明1-3-ウ536昭和62年度職権消除1-3-ウ542昭和63年度債務者 所在不明1-3-ウ442昭和46年度債務者 所在不明1-3-ウ489昭和51年度債務者 所在不明1-3-ウ500昭和53年度債務者 所在不明1-3-ウ451昭和46年度債務者 所在不明1-3-ウ492昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ492昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ306昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ306昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ506昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ506昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ506昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ506昭和43年度債務者 所在不明1-3-ウ506昭和43年度	差し押さえる財産がない 1-3-ア 488 昭和51年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 54 昭和41年度 60,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 248 昭和43年度 140,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 359 昭和44年度 50,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 153 昭和42年度 50,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 360 昭和44年度 100,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 536 昭和62年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 542 昭和63年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 442 昭和46年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 489 昭和51年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 451 昭和46年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 451 昭和43年度 100,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 492 昭和51年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 492 昭和51年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 492 昭和51年度 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 506 昭和51年度	差し押さえる財産がない 1-3-ア 488 昭和41年度 300,000円 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 54 昭和41年度 60,000円 25,200円   債務者 所在不明 1-3-ウ 248 昭和43年度 140,000円 120,400円   債務者 所在不明 1-3-ウ 359 昭和44年度 50,000円 40,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 153 昭和42年度 50,000円 22,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 360 昭和44年度 100,000円 80,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 536 昭和62年度 300,000円 294,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 542 昭和63年度 300,000円 294,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 442 昭和46年度 300,000円 252,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 489 昭和51年度 300,000円 14,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 451 昭和46年度 300,000円 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 187 昭和43年度 100,000円 72,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ 301 昭和43年度 100,000円 300,000円   債務者 所在不明 1-3-ウ </td <td>差し押さえる財産がない 1-3-ア 488 昭和51年度 300,000円 300,000円 12,750円   債務者 所在不明 1-3-ウ 54 昭和41年度 60,000円 25,200円 1,050円   債務者 所在不明 1-3-ウ 248 昭和43年度 140,000円 120,400円 5,031円   債務者 所在不明 1-3-ウ 359 昭和44年度 50,000円 40,000円 1,680円   債務者 所在不明 1-3-ウ 153 昭和42年度 50,000円 22,000円 858円   債務者 所在不明 1-3-ウ 360 昭和44年度 100,000円 80,000円 3,400円   債務者 所在不明 1-3-ウ 536 昭和62年度 300,000円 294,000円 12,495円   債務者 所在不明 1-3-ウ 542 昭和63年度 300,000円 300,000円 12,750円   債務者 所在不明 1-3-ウ 442 昭和46年度 300,000円 252,000円 10,710円   債務者 所在不明 1-3-ウ 489 昭和51年度 300,000円 14,000円 4,845円   債務者 所在不明 1-3-ウ 451 昭和46年度 300,000円 300,000円 12,750円   債務者 所在不明 1-3-ウ 187 昭和43年度 100,0</td>	差し押さえる財産がない 1-3-ア 488 昭和51年度 300,000円 300,000円 12,750円   債務者 所在不明 1-3-ウ 54 昭和41年度 60,000円 25,200円 1,050円   債務者 所在不明 1-3-ウ 248 昭和43年度 140,000円 120,400円 5,031円   債務者 所在不明 1-3-ウ 359 昭和44年度 50,000円 40,000円 1,680円   債務者 所在不明 1-3-ウ 153 昭和42年度 50,000円 22,000円 858円   債務者 所在不明 1-3-ウ 360 昭和44年度 100,000円 80,000円 3,400円   債務者 所在不明 1-3-ウ 536 昭和62年度 300,000円 294,000円 12,495円   債務者 所在不明 1-3-ウ 542 昭和63年度 300,000円 300,000円 12,750円   債務者 所在不明 1-3-ウ 442 昭和46年度 300,000円 252,000円 10,710円   債務者 所在不明 1-3-ウ 489 昭和51年度 300,000円 14,000円 4,845円   債務者 所在不明 1-3-ウ 451 昭和46年度 300,000円 300,000円 12,750円   債務者 所在不明 1-3-ウ 187 昭和43年度 100,0

番号	債権放棄理由	償還免 除基準	貸付 番号	貸付年度	貸付額	償還残額 (元金分)	償還残額 (利子分)	償還残額計
94	債務者 所在不明	1-3-ウ	522	昭和58年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
95	差し押さえる財産がない	1-3-ア	483	昭和51年度	300,000円	300,000円	12,750円	312,750円
96	消滅時効を援用する蓋然性が高い	1-3-才	528	昭和59年度	300,000円	160,000円	7,650円	167,650円
	合 計	13,087,400円	9,961,600円	427,541円	10, 389, 141円			

### 大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書

大阪府(以下「甲」という。)及び泉南市(以下「乙」という。)は、大阪府同和更生 資金貸付要綱(以下「要綱」という。)に基づき甲が乙に対して貸付けた大阪府同和更生 資金貸付金(以下「資金」という。)の償還に関する事務取扱について、次のとおり覚書 を締結する。

#### (償還免除基準)

- 第1条 甲は、要綱第5の規定に基づき乙に貸付けた資金の貸付額のうち、次に掲げる 各号のいずれかに該当する場合で、かつ、乙の議会の議決若しくは地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき乙の議会の指定した乙の長の専決処分、又は債権の管理に関 する条例により債権を放棄したもの(二号に該当する場合を除く)に係る金額(以下 「償還免除額」という。)について、乙からの償還を免除することができる。
- 一 破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- 二 債務者が時効の援用をしたとき。
- 三 債務者に対する乙の債権のうち、平成26年4月1日において消滅時効の期間が 経過し、債務者が時効の援用をしていないもので、次のいずれかに該当する事由が あるとき。
  - ア 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
  - イ 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
  - ウ 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。
  - 四 債務者に対する乙の債権のうち、平成26年4月1日において消滅時効の期間が 経過していない債権で、次のいずれかに該当する事由があるとき。
  - ア 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制 執行の費用を超えないと認められるときその他これに類すると認められるときで、 これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるとき。
  - イ 債務者に対する乙の債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるとき。

#### (検査等)

第2条 甲は、前条の規定により乙からの償還を免除することを決定する業務において、 必要があると認めるときは、乙に対し、乙の債権整理について状況等を検査し、適正 に実施するよう求めることができる。

#### (償還免除額の決定)

第3条 甲が第1条の規定に基づき乙の償還を免除することとした場合における償還免 除額については、その金額に係る甲の債権放棄に関して、地方自治法第96条第1項 第10号の規定に基づく甲の議会の議決が得られたことをもって決定するものとする。

#### (償還の協議)

第4条 甲乙が締結した「大阪府同和更生資金借用証書」の規定に基づく資金の償還(「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する取り扱い要領」第2条の規定による償還を除く)については、甲乙協議の上、別途協議書により定めるものとする。

#### (疑義等の決定)

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、 解決を図るものとする。

この覚書締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月20日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 松 井



乙 泉南市

代表者 泉南市長 向井 通過



## 大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する変更覚書

平成26年1月20日大阪府(以下「甲」という。)と泉南市(以下「乙」という。) との間に締結した「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書」の一部変更につい て、次のとおり締結する。

- 1 第1条第3号に次の項目を加える。
- エ 債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるとき。
- オ 債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いとき。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保 有する。

平成26年4月30日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 松井



乙 泉南市

代表者 泉南市長 向井 通道

